

マイナンバー制度が始まります — 社会保障・税番号制度のご案内 —

●問合せ先 企画課企画政策係 ☎72-2111内線224



マイナンバーとは

平成27年10月から、日本国内に住民票を持つ全ての人に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。社会保障、税、災害対策の分野で、国や市町村などが管理する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバー導入のメリット

●申請が簡単に

各種申請時に、これまで添付していた証明書などの書類の一部が省略できるようになります。

●不正受給を防止

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、適正で公平な課税ができ、給付金などの不正受給も防止できます。

●行政の効率化

国や市町村などの間で正確な情報を相互に活用できるようになり、行政運営の効率化につながります。

マイナンバーの利用範囲は法律で定められています

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管は禁止されています。

主な利用方法

社会保障関係の手続き	年金	・年金の資格取得や確認、給付など
	労働	・雇用保険の資格取得や確認、給付、ハローワークの事務など
	医療	・医療保険の給付の請求など
	福祉	・福祉分野の給付、生活保護など
税務関係の手続き	・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載 ・県や市に提出する申告書、給与支払報告書などに記載	
災害対策	・被災者台帳の作成事務など	

※このほか、地方公共団体が条例で定める手続きなどにマイナンバーを利用します

事業者の皆さんも、マイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、事業者は税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

(例) 源泉徴収票の作成手続き、健康保険・厚生年金・雇用保険の手続きなど
マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

[ガイドラインのダウンロードはこちら](#)

特定個人情報保護委員会

検索

法人には法人番号が通知されます。

[法人番号について詳しくはこちら](#)

法人番号 国税庁

検索

マイナンバー制度について 詳しく知りたい場合はこちらから！

●コールセンター **0570-20-0178** 全国共通ナビダイヤル

※外国語対応は、0570-20-0291におかけください

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405

※通話料がかかります

【受付時間】午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

●マイナンバー制度に関するホームページ

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

住所変更の 手続きは確実に

マイナンバーをお知らせする通知カードは住民票の住所へ郵送されます。実際に住んでいる住所と住民票の住所が異なる人は、住所変更の手続きをしてください。

●問合せ先

市民課市民係

☎72-2111内線414